



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪府中央区北浜3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2012 JULY / 135号

★ 2012年著作権法改正(1)ー違法ダウンロードに対する刑事罰の導入 ★

本年6月20日に改正著作権法が成立しました。改正事項は多岐にわたりますが、その中でもっとも話題になったのは、個人ユーザーが違法（海賊版）ダウンロードした場合に適用される刑事罰の導入規定でしょう。本規定は本年10月1日から適用されます。

1. 改正の背景

2010年1月1日から適用されている現行法でも個人ユーザーによる海賊版のダウンロードは「違法」であり差止めや損害賠償の対象ですが、刑事罰は付けられていませんでした。刑事罰のないような規定では効果が十分ではないとしてレコード会社の業界では強い危機感を持っていました。日本レコード協会による推計では、2010年度の海賊版の音楽配信は正規版音楽配信の約10倍ということです。

2. 改正の具体的な内容

私的使用の目的をもって、自動公衆送信を利用して、有償著作物等の著作権の侵害となるデジタル方式の録音または録画を自らその事実を知りながら行って著作権を侵害した者は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処されます。

3. 取締りの対象となる違法ダウンロード行為

(1) 個人や家庭内などの行為（「私的複製」）であること

ダウンロードしたコンテンツを家族以外の他人に譲渡する行為や、法人としてダウンロードする行為は、現行法でも違法であるだけでなく刑事罰もあります。

(2) 「録音または録画」（音楽または動画）のみが対象であること

テキスト情報、静止画、パソコンソフト、家庭用ゲーム機ソフト、スマートフォンアプリなどは、今回は対象になっていません。

(3) 海賊版だと知りつつダウンロードしていること

たまたまダウンロードしたコンテンツが海賊版だった場合のように、悪意のないユーザーが罪に問われることを避けるためといわれています。

(4) 正規版が有料で提供されていること

(5) ネット上で配信（自動公衆送信）されたものであること

配信サイトやファイル交換ソフトなどを通じて行われたものです。国外で配信されたものであっても、国内で行われたとしたら著作権侵害となるべきものは含まれます。

4. 改正法に対する批判

違法ダウンロードをする人は多数に及ぶことが想定され、警察が全員を取り締まったり権利者が告訴したりするのは現実には困難です。今回の改正は、主として心理的な抑止効果を狙ったものといわれています。日本弁護士連合会（日弁連）は、次のような理由を挙げてこの改正規定に反対声明を出しています。

(1) 刑罰の対象となる行為がプライベートな領域のものであるので、捜査の過程などでプライバシーが侵害されるおそれがある。

(2) 個人の違法ダウンロードによる権利者の損失は軽微であるのに対し、刑事罰は重きにすぎるとする。

(3) 警察当局が一部の違法ダウンロードのみを取り上げ、恣意的な形で検挙する可能性があり、国民のネット利用を萎縮させる恐れがある。